

■新規 □継続 □継続【一部新規】

要 望 事 項	成年後見制度の利用促進に向けた支援について
---------	-----------------------

要 望 先	国	厚生労働省社会・援護局
	県	健康福祉部高齢福祉保険課

要 望 内 容	<p>○ 成年後見制度利用促進とそれを支援する中核機関「弘前圏域権利擁護支援センター」の体制強化に向けた更なる支援について</p>																																																				
現 状 と 課 題 ・ 具 体 的 内 容 ・ 効 果 等	<p>【現状と課題】</p> <p>○ 急速な少子高齢化の進行に伴い、2025年には65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症の有病者となる将来推計が示されているほか、知的・精神障がい者の親亡き後に関連する対応が求められております。</p> <p>○ 国は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を定めるとともに「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、令和3年度末までに制度利用の支援体制を整備するよう市町村に求めています。</p> <p>○ 弘前圏域8市町村においては、効率的・効果的に体制整備を図るため、国が求める中核機関として、令和2年度から地域の権利擁護のネットワーク全体をコーディネートする「弘前圏域権利擁護支援センター」を共同で設置しております。センターでは相談支援や制度周知のほか、今後の需要拡大に対応するため、成年後見に関する知識を身につけた市民後見人を養成し、活動に対する助言や支援に取り組んでおります。</p> <p>○ 事業実施にあたっては、弘前市単独で実施していた平成27年度より県補助金を活用しておりますが、市民後見人養成によりサポートすべき対象が増え、運営費も増加していく一方、センター運営への補助は平成30年度以降縮減されてきており、令和3年度をもって終了となる見込みであります。</p> <p><近年の実績></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数 (件)</td> <td>383</td> <td>413</td> <td>396</td> <td>494</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td> うち弘前圏域市町村 (件)</td> <td>286</td> <td>342</td> <td>331</td> <td>416</td> </tr> <tr> <td> うち県内他市町村 (件)</td> <td>89</td> <td>58</td> <td>34</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>市民後見人数(各年度3月末現在) (名)</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>センター委託料 (千円)</td> <td>4,788</td> <td>5,886</td> <td>6,209</td> <td>7,854</td> <td>7,480</td> </tr> <tr> <td> うちセンター運営費分 (千円)</td> <td>4,486</td> <td>5,542</td> <td>5,979</td> <td>6,312</td> <td>6,859</td> </tr> <tr> <td>青森県介護従事者確保対策事業費補助金 (千円)</td> <td>3,298</td> <td>2,568</td> <td>1,798</td> <td>1,795</td> <td>780</td> </tr> <tr> <td> うちセンター運営費分 (千円)</td> <td>3,104</td> <td>2,224</td> <td>1,668</td> <td>1,112</td> <td>556</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成25～令和元年度は弘前市単独／令和2年度から弘前圏域8市町村共同)</p> <p>○ 令和2年度にセンターへ寄せられた相談件数は494件で、前年度比で98件増加しておりますが、現在の人員体制は、常駐する職員が1名、相談対応やケア会議などに出席する出張対応職員が1名であり、今後見込ま</p>	年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	相談件数 (件)	383	413	396	494	/	うち弘前圏域市町村 (件)	286	342	331	416	うち県内他市町村 (件)	89	58	34	39	市民後見人数(各年度3月末現在) (名)	8	10	12	11		センター委託料 (千円)	4,788	5,886	6,209	7,854	7,480	うちセンター運営費分 (千円)	4,486	5,542	5,979	6,312	6,859	青森県介護従事者確保対策事業費補助金 (千円)	3,298	2,568	1,798	1,795	780	うちセンター運営費分 (千円)	3,104	2,224	1,668	1,112	556
年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度																																																
相談件数 (件)	383	413	396	494	/																																																
うち弘前圏域市町村 (件)	286	342	331	416																																																	
うち県内他市町村 (件)	89	58	34	39																																																	
市民後見人数(各年度3月末現在) (名)	8	10	12	11																																																	
センター委託料 (千円)	4,788	5,886	6,209	7,854	7,480																																																
うちセンター運営費分 (千円)	4,486	5,542	5,979	6,312	6,859																																																
青森県介護従事者確保対策事業費補助金 (千円)	3,298	2,568	1,798	1,795	780																																																
うちセンター運営費分 (千円)	3,104	2,224	1,668	1,112	556																																																

れる需要の拡大や広域エリアでの活動に対応するには人員を増強する必要があります。

- また、市民後見人は、専門的知識・経験が十分でないことから、安心して活動し困難事例にも適切に対応するためには、センターの助言・支援が不可欠です。

現在、弘前市で養成した市民後見人が11名、弘前圏域で養成した市民後見人が1名活動しており、今後の利用促進に対応するため、受け皿となる市民後見人の養成を続ける必要があります。また、養成後も人材育成と丁寧なフォローを行うセンター機能の維持及び向上が求められるところですが、その財源確保が課題となっております。

【具体的内容】

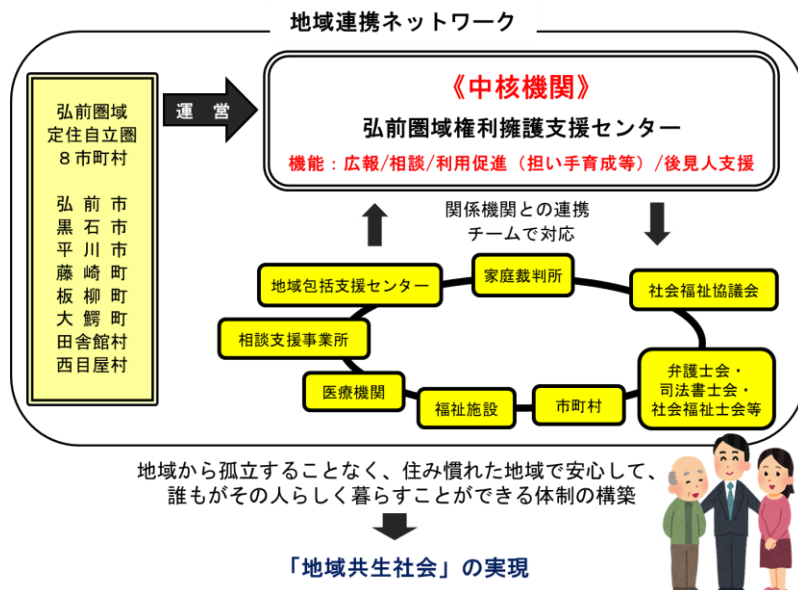
- 相談支援や制度周知だけでなく、成年後見人等となる人材の育成と、その活動支援を実施するための重要な役割を担う中核機関の人員を増強し、今後も安定した運営を継続していくため、支援の充実をお願いいたします。

【効果等】

- 増加が見込まれる認知症高齢者や、障がい等により判断能力に不安がある方が地域から孤立することなく、住み慣れた地域で安心して、誰もがその人らしく暮らすための支援体制を維持することができます。
- 安定的な中核機関の運営が可能になり、今後の制度利用の増加に向け、一層の体制強化を図ることができます。
- 市民後見人が安心して活動し困難事例にも適切に対応することにより、国や県が目指す「地域共生社会」の実現に大きく寄与する効果が得られます。

現在までの主な経過・参考事項

平成27年度 青森県介護従事者確保対策事業費補助金(市民後見推進事業)活用
 平成28年5月 成年後見制度の利用促進に関する法律 施行
 平成29年3月 成年後見制度利用促進基本計画 閣議決定
 令和 2年4月 弘前圏域8市町村による「弘前圏域権利擁護支援事業」開始
 弘前圏域権利擁護支援センター開設・運営



担当部課：弘前市 福祉部福祉総務課

県の処理方針（健康福祉部 高齢福祉保険課）

経緯	<ol style="list-style-type: none">1 市町村は、国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき令和3年度末までに制度利用支援体制の整備が求められています。2 これに伴い、中南圏域では令和2年度から、地域の専門職団体や関係機関が連携する地域連携ネットワークをとりまとめる中核機関を県内で初めて市町村共同で設置し、制度利用促進に取り組んでいます。3 これまで県では、県内各圏域での市町村の体制整備を支援するとともに市民後見人養成のための研修や養成した市民後見人の資質向上のためのフォローアップ研修等の経費を補助しています。4 現在策定が進められている国の次期基本計画（令和4年度から）に関する議論の中では、県の市町村支援のあり方が検討されています。
処理方針	<ol style="list-style-type: none">1 中南圏域が県内で先駆的に取り組んできたこと、これまで県が市町村に対する人材育成等への支援を行ってきたこと等から、県内他圏域の市町村においても中核機関の設置が進んでいます。2 国では成年後見制度の利用促進に向けた次期基本計画と連動した支援が検討されており、県としてはこれに基づいて対応していきたいと考えています。